お知らせ

令和８年 11 月 20 日
全国植樹祭推進課
会計課

車検切れ公用車の使用等について

全国植樹祭推進課が管理する公用車１台について、
①車検切れの状態での使用（車検満了日：令和８年７月 22 日）
②道路運送車両法で義務付けられている定期点検の未受検
が判明し、直ちに使用を中止するとともに、松山東警察署へ当該事実の報告を行いましたのでお知らせします。

１　事実が判明した経緯

令和８年 11 月 13 日、該当車両を使用した他課職員が検査標章を確認したところ、車検の有効期間が満了していることに気づいたため、直ちに使用を中止するとともに、全国植樹祭推進課及び会計課において調査した結果、本件事実が判明しました。

２　概要

・車検満了日：令和８年７月 22 日
・使 用 期 間 ：令和８年７月 23 日から令和８年 11 月 13 日（114 日間）
・使 用 回 数 ：62 回
・走 行 距 離 ：4,241km
・運 転 者 数 ：延べ 64 人（実人数 27 人）
・自賠責保険：有効（令和８年７月更新済み）
・事故の有無：なし

３　原因

・車検・定期点検発注時の見積内容や履行の確認不足
・車両使用時における車検の有効期間の確認不足
・貨物車両の定期点検（通常の自家用車は１年、貨物は６か月）について、職員の道路運送車両法に関する知識の不足

４　判明後の対応

11 月 13 日に気づいた時点で使用を中止し、松山東警察署に本件について報告を行うとともに、車検の手続きを進めています。

５　再発防止策

・幹事課において、公用車の車検及び法定点検の実施状況を集中管理する。
・車検の実施に当たっては、発注時及び納品時において、見積書、納品書、車検証等の関係書類の突合確認を複数の者が行い、管理職が最終確認を行う。
・車両使用者は乗車時に車検の有効期間内であることを確認する。
・朝礼や研修を通じ、関係法令及び交通マナーの遵守を徹底する。

このような事態を発生させ、県民の信頼を損ねたことにつきまして、深く反省しお詫び申し上げますとともに、今後は車両の管理を徹底し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

【お問い合わせ先】
＜公用車の管理に関すること＞
○全国植樹祭推進課　浅野、友澤
TEL：089-961-1519　FAX：089-961-1145
E-mail syokujusai@pref.ehime.lg.jp

＜車検・定期点検の発注・契約に関すること＞
○会計課　阿部、山岡
TEL：089-912-2770　FAX：089-943-6891
E-mail kaikei@pref.ehime.lg.jp